

観光クーポン(日帰り観光クーポン)対象施設一覧

【別紙】

※観光クーポンとは、「ディスカバー信州県民応援割」「ディスカバー信州お出かけ割」「小さなお宿事業 観光クーポン券」を言います。

- ・対象施設は、主として観光客が利用する施設(アクティビティ・体験施設、土産物店、飲食店)及び観光目的で利用する交通機関(バス、タクシー、レンタカー)であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書(ポスター・ステッカー)を店内・店頭に掲示していること。
- ・申請の事業者の代表者、役員、または使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたって該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- ・アウトドア・スポーツ体験事業者においては、必要資格を取得していること。また、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入していること。
- ・土産物店については、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店、コンビニエンスストアは除く。
- ・飲食店は、食品衛生法の営業許可事業者であること。
- ・交通事業者は、主として観光目的で利用するものに限り、単なる路線バス運賃や、通院・ビジネスに伴うタクシー・レンタカー利用料金は対象外とする。

対象となる施設種別	例示
アクティビティ・体験施設	
工芸体験	陶芸・ガラス・クラフト・ステンドグラス・彫刻・オルゴール・アクセサリー・紙すき 等
織物体験	機織り・藍染 等
乗り物体験	ボート・カヤック・自転車 等
料理体験	おやき・そば打ち・お菓子 等
アウトドアスポーツ体験	ラフティング・船下り・パラグライダー・気球・ハンググライダー・川下り・釣り堀・BBQ、ポルダリング・トランポリン・マウンテンバイク・乗馬・キャンプ場 等
レジャー施設	マレットゴルフ・パターゴルフ・ゴルフ場・リフト・ゴンドラ 等
果物狩り・観光農園	さくらんぼ狩り・ブルーベリー狩り・野菜の収穫体験 等
博物館等	博物館・美術館・動物園・テーマパーク(遊園地) 等
日帰り温泉施設	日帰り温泉施設・施設内土産物店 等
土産物店	
土産物店	土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅 等
飲食店	
飲食店 ※主として観光客が利用する飲食店	飲食店・料理店・喫茶店・和洋菓子店(イートインスペースを保有する施設)・居酒屋
交通事業者	
交通事業者 ※主として観光目的で利用するものに限定	バス(例:観光施設割引付き乗車券)、タクシー(例:行先が観光地、旅館等であること)、レンタカー(例:観光目的で利用するもの)